

高知市行政評価推進方針

平成25年3月策定
(平成27年5月一部改定)
(令和元年5月一部改定)

1 はじめに

本市を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化など、先行きが不透明な社会状況となっており、国の地方分権改革の推進などに伴い、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対応し、将来にわたり安定した行財政運営を図っていくため、平成23年3月に「2011高知市総合計画」を策定しました。

総合計画では「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像と定めており、これを下支えし、今後取組む行政改革の骨子として平成24年に行政改革大綱を策定しました。大綱及び行政改革実施計画に基づきPDC Aサイクルを回して、時代にふさわしい効率的で質の高い市政の実現を図るための手法として行政評価の取組みがあります。

本市では、平成21年度から「事務事業評価」を導入し、事務事業の分析・評価を行い、平成25年度からは、総合計画に掲げるすべての政策及び施策を対象に「政策・施策評価」を導入し、さらに平成29年度から後述する「簡易事務事業評価」も導入し、予算編成作業に反映させております。

本方針はこれらの行政評価を通じて政策、施策及び事務事業の進捗管理と執行をマネジメントする手法を定めたものです。

今後も、本方針に基づく評価を通して、本市の行財政について、行政としての説明責任を果たしつつ、これまで築き上げてきた市民と行政のパートナーシップの強化と適切な役割分担について、改めて確認をするとともに、行政評価を活用した効果的・効率的で持続可能な行財政運営の実現を図ってまいります。

2 行政評価とは

(1) 行政評価の意義

行政評価とは、目標管理の手法を行政経営に生かすための仕組みのことで、行政が行う政策、施策及び事務事業について、その目的や目標に対して取り組んだ結果や効果等を分析し、客観的な検証を行うことをいいます。こうした評価を的確に行うことにより、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（改善）というマネジメント・サイクルの実効性を高めていくことにつながります。

(2) 用語の定義

① 政策

2011 高知市総合計画では6つの「施策の大綱」を示しており、その大綱を実現するための基本方針です。

② 施策

政策の目的を実現するための具体的な方策を示したものです。

③ 事務事業

政策及び施策を推進するための方策や対策を具現化するための個々の行政活動です。

④ 個別事業

総合計画では、政策及び施策に掲げた目指すべき姿を達成するための具体的な事業を示す実施計画を定めています。個別事業とは、当該実施計画に登載している施策の「目指すべき姿」を達成するために重要度又は優先度が高い事務事業をいいます。

⑤ 政策・施策評価

総合計画の政策・施策について、その目的や目標に対して取り組んだ成果や効果等を分析し、客観的な検証を行う行政評価です。

⑥ 事務事業評価

個別事業を対象に実施するもので、実施計画期間内に全ての個別事業について少なくとも1回、目標達成度や目的妥当性、有効性、効率性、公平性などの視点から検証を行う行政評価です。

⑦ 簡易事務事業評価

行政の最少の活動単位である事務事業を対象として、あらかじめ設定した評価指標と目標値について、それらの達成度を所属長が検証を行う行政評価です。

(3) 行政評価の観点

① 必要性

事業実施が総合計画又は実施計画で示されている本市の目指すべき都市像と都市理念に適ったものか、また、市民ニーズを的確に捉え、市を取り巻く社会・経済情勢等の変化を考慮して、妥当なものかを評価します。

② 有効性

現在の事業が期待される成果をあげているか、事業の活動内容等が事業目的をどれだけ網羅できたかを評価します。成果の達成状況については、事前に設定した評価指標の達成状況を基に評価します。

③ 効率性

事業実施の手法が妥当であるか、という視点で評価します。また、事業成果について、成果を落とさずに投入コストを下げる余地はないのか、民間ノウハウの有効活用や、類似の事業と統合・連携することにより、コスト削減ができないかをチェックします。

④ 公平性

事業の実施について、受益する者が特定または一部の個人や団体に偏っていないか、公平性が確保されているかどうかの視点で評価します。また、受益者負担の有無や、負担を求める余地があるか、また、現在、受益者負担を求めている場合、その割合が妥当かを評価します。

3 行政評価の目的

2011 高知市総合計画を着実に推進していくために、計画の施策体系に基づいた行政評価を実施することにより、より実効性のある施策展開への見直し・改善を図るとともに、本市の行政活動の取組について達成状況を公開することにより、行政の説明責任を果たし、効率的で質の高い行政の実現を目指します。あわせて職員の意識改革と政策形成能力の向上を図り、市民から信頼される行政運営を実現することを目的とします。

4 行政評価の実施時期・対象

(1) 政策・施策評価

政策・施策評価は、高知市総合計画策定に合わせて実施することとし、総合計画に掲げる全ての政策及び連動する施策について、施策単位での評価を実施します。

(2) 事務事業評価

事務事業評価は、個別事業を対象に、計画期間内において1回実施します。評価を実施する年度は、当該実施計画の計画期間内で所管課によって事前に決定した年度に行います。

(3) 簡易事務事業評価

簡易事務事業評価は、事務事業を対象として、翌年度予算編成作業の際に実施します。

5 行政評価の推進体制

(1) 所管部局による評価

① 政策・施策評価

「1次評価」として、政策・施策の取組に直接関わる所管部局長による評価を実施します。市民意識調査結果に基づく政策の分析を行い、PDCAサイクルに基づいた施策の成果等の評価調書を作成します。施策の目的・取組内容を明らかにし、計画進捗度（市民満足度・重要性）、目標達成度、政策貢献度等の視点から評価を行います。

② 事務事業評価

事務事業を直接実施する部署の所属長及び部局長による評価です。

事業の目的・内容を明らかにし、可能な限り数量的に表せる評価指標を設定します。所属長は事業担当者と話し合い、事業実施について目標達成度や目的妥当性、有効性、効率性、公平性などの視点から評価し、調書を作成します。評価終了後、所属長は部局長に結果報告を行います。

部局長は、各部署が行った評価を参考に、所属長と協議し今後の事業の在り方について評価を行います。

また、同一部局内での評価内容や評価結果のバランス等を考慮し、必要な場合には、評価の結果について調整の指示を行います。

③ 簡易事務事業評価

事務事業を直接執行する所属長による評価です。

予算編成作業の際に作成する事務事業台帳に複数の評価指標と目標値を設定し、それらの達成度を基に今後の事業方針を所属長が設定し、評価するものです。

(2) 外部意見（外部委員への評価結果の報告）

行政内部の自己評価だけでは、評価の視点が偏ってしまったりする可能性があります。そこで、評価視点の多角化を図るため、1次評価の結果について外部の委員に報告し、意見を求めます。

(3) 議会意見（市議会への評価結果の報告）

評価視点の多角化を図るため、1次評価の結果について議会に報告し、意見を求めます。

(4) 2次評価（行政改革推進本部評価）

① 政策・施策評価及び事務事業評価

1次評価の結果、外部意見、議会意見をもとに、高知市行政改革推進本部会において、2次評価を行います。

② 簡易事務事業評価

評価結果について、高知市行政改革推進本部会に報告します。

(5) 評価結果の公表・活用

評価結果は、市のホームページ等を通じて公開します。

政策・施策評価結果は、現行の高知市総合計画実施計画の検証や次期総合計画策定の参考資料として活用します。

事務事業評価及び簡易事務事業評価結果は、翌年度の予算編成の参考として活用するほか、見直しが必要とされた事業については、積極的に改善に努め、市民満足度の高い行政運営を目指します。